

議 第 2 号

特急「あずさ」・「しなの」をはじめとする  
在来線の利便性向上に向け着実な取組の推進  
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年12月に東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が発表した本年3月のダイヤ改正では、特急「あずさ」について、所要時間が短縮される一方、県内の駅に停車する本数が大幅に削減されることとなった。この発表に当たっては、地元への事前相談や協議がなく、今までJR東日本と地域が築いてきた信頼関係を損ないかねないものであった。

これまで、中央東線については、沿線自治体、商工団体、観光協会等が一体となり、利用者の増加に向け様々な分野でJR東日本と協力するとともに、利便性の向上等を要望してきたところであるが、今回のダイヤ改正では、沿線住民の利便性の低下はもとより、観光等の地域経済に深刻な影響を与えることが懸念されている。

一方、地域の鉄道が将来にわたり健全な経営を行い、地域とともに存続・発展していくためには、鉄道施設の耐震化等の安全対策に加え、複々線化や線形改良等による高速化のほか、利用者の声を十分に反映したダイヤの見直し等の取組が重要である。加えて、これらの課題の解決に向けては、沿線自治体、地域住民、鉄道事業者の一層の連携のみならず国の積極的な関与が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域社会を支える鉄道網を最大限活用し地方の活性化を図るため、鉄道施設の整備等に対する財政的、技術的な支援のほか、必要に応じ鉄道事業者への助言や指導を行うなど、特急「あずさ」や「しなの」をはじめとする在来線の利便性向上に向け着実な取組を推進するよう強く要請する。